

放射性同位元素等規制法に基づき検査等の業務を行う 登録機関に対する立入検査結果（令和 4 年度）

令和 5 年 6 月 14 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）に基づき検査等の業務を行う登録機関に対し令和 4 年度に実施した立入検査の実施結果等について報告するものである¹。

2. 検査対象

現在、放射性同位元素等規制法に基づく登録機関は 7 法人（登録区分別で延べ 19 機関）ある。これらの登録機関に対する立入検査は、「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領（平成 25 年 7 月 3 日原子力規制委員会決定。以下「立入検査実施要領」という。）^(参考¹)」4 に基づき、原則として、登録若しくは登録の更新又は直近の立入検査を行った日からおおむね 2 年以内に実施することとしており、令和 4 年度は延べ 13 機関に対して立入検査を行った（別紙 1 参照）。

なお、令和 3 年度の立入検査において軽微な要改善事項への対応を求めたところ、その状況についてフォローアップ（聞き取り）を行った。

3. 検査内容

「登録認証機関等に対する立入検査ガイド（平成 29 年 12 月 13 日原子力規制委員会決定）」に定められたもののほか、過年度に立入検査を実施した機関においては、前回の立入検査での指摘事項に対する対応状況を確認した。

4. 検査結果等

① 令和 4 年度の立入検査（13 機関）

本立入検査の結果、放射性同位元素等規制法第 41 条の 10 等に規定する適合命令、同法第 41 条の 11 等に規定する改善命令、同法第 41 条の 12 等に規定する登録の取消し等が必要な事項その他の法令違反は認められなかった。また、改善を求めべき指摘事項もなかった。

② 令和 3 年度分のフォローアップ

令和 4 年 5 月 11 日の原子力規制委員会において、令和 3 年度に実施した立入検査に係る軽微な要改善事項として、次のア及びイに掲げる事項を報告した。

ア 立入検査ガイドにおいて、資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、講師の職務及び責任範囲が規定化されているかどうかを検査することとされているが、一部の登録機関においてそのことが業務規程で規定されていなかった。

¹ この報告については、立入検査実施要領 8（2）に基づき行うものである。

イ 業務規程において「定期講習運営委員会」が定期講習の実施に係る意思決定を行う旨規定している登録機関において、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、当該委員会を開催せずに「持ち回り方式」で意思決定が行われ、その際の記録がなされていなかった。

アについては、委員会においてガイド等²の内容が登録機関に十分に理解されていないのではないかとの指摘があったため、各登録機関に対してガイド等の内容の再確認及びガイド等に掲げる事項が業務規程に規定されているかの点検を依頼した。その結果、いずれの登録機関からもガイド等の内容への疑義、意見等はなかったが、延べ9機関で業務規程の変更が必要であることが判明した。該当の機関からは業務規程の変更認可申請又は届出があり、いずれも変更を認可し、又は届出を受理した。

イについては、令和3年度の立入検査以降、当該登録機関において「定期講習運営委員会」を開催し意思決定を行い、その記録が作成・保存されていることを確認している。

- ③ 立入検査の機会に、登録機関とのコミュニケーションを更に円滑にするため登録機関の役員及び職員と意見交換を行い、登録機関から業務に係る質疑を聴取し迅速に対応することで、登録機関との認識の共有を図った。また、他の登録機関の立入検査で得られた好事例の紹介やサイバーセキュリティ対策の推奨を実施した。

² 「登録認証機関等に対する立入検査ガイド（原規放発第17121321号）」及び「登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点について（原規放発第17121319号）」をいう。

放射性同位元素等規制法に基づく登録機関一覧

(下線部は令和4年度に立入検査を実施した機関)

No.	登録区分	機関名	令和4年度 立入検査実施日 (前回実施年度)
1	登録認証機関	<u>公益財団法人</u> <u>原子力安全技術センター</u>	令和5年1月19日 (令和2年度)
2	登録検査機関	<u>公益財団法人</u> <u>原子力安全技術センター</u>	令和4年11月24日 (令和2年度)
3		株式会社 <u>放射線管理研究所</u>	令和4年4月20日 (令和元年度)
4	登録定期確認機関	<u>公益財団法人</u> <u>原子力安全技術センター</u>	令和4年11月24日 (令和2年度)
5		株式会社 <u>放射線管理研究所</u>	令和4年4月20日 (令和元年度)
6	登録運搬物確認機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和3年度)
7		株式会社 <u>放射線管理研究所</u>	令和4年4月20日 (—) ³
8	登録濃度確認機関	<u>公益財団法人</u> <u>原子力安全技術センター</u>	令和5年1月19日 (令和元年度)
9	登録試験機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (令和3年度)
10	登録資格講習機関	<u>公益財団法人</u> <u>原子力安全技術センター</u>	令和4年12月9日 (令和元年度)
11		<u>公益社団法人</u> <u>日本アイソトープ協会</u>	令和4年11月29日 (令和元年度)
12		国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	— (令和3年度)
13		一般財団法人 電子科学研究所	— (令和3年度)
14	一般財団法人 放射線利用振興協会	— (令和3年度)	
15	登録放射線取扱主任者定期講習機関	<u>公益財団法人</u> <u>原子力安全技術センター</u>	令和4年12月21日 (令和元年度)

³ 令和2年7月に業務規程を認可。現在まで運搬物確認の業務実績はない。

16		公益社団法人 日本アイソトープ協会	令和4年11月17日 (令和2年度)
17		一般財団法人 電子科学研究所	令和4年11月11日 (令和元年度)
18		公益社団法人 日本診療放射線技師会	— (令和3年度)
19	登録特定放射性同位元素 防護管理者定期講習機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	令和5年2月10日 (令和2年度) ⁴

(参考) 各法人別の登録状況は下表のとおり。

(下線部は令和4年度に立入検査を実施した機関)

No.	法人名	登録区分
1	<u>公益財団法人原子力安全技術センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>登録認証機関</u> ・ <u>登録検査機関</u> ・ <u>登録定期確認機関</u> ・ 登録運搬物確認機関 ・ <u>登録濃度確認機関</u> ・ 登録試験機関 ・ <u>登録資格講習機関</u> ・ <u>登録放射線取扱主任者定期講習機関</u> ・ <u>登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関</u>
2	<u>公益社団法人日本アイソトープ協会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>登録資格講習機関</u> ・ <u>登録放射線取扱主任者定期講習機関</u>
3	<u>一般財団法人電子科学研究所</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録資格講習機関 ・ <u>登録放射線取扱主任者定期講習機関</u>
4	一般財団法人放射線利用振興協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録資格講習機関
5	<u>株式会社放射線管理研究所</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>登録検査機関</u> ・ <u>登録定期確認機関</u> ・ <u>登録運搬物確認機関</u>
6	公益社団法人日本診療放射線技師会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録放射線取扱主任者定期講習機関
7	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録資格講習機関

⁴ 令和2年度から業務開始

(参考1)

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領（平成25年7月3日原子力規制委員会決定）（抜粋）

4. 実施時期

年間計画において定めた時期その他必要な時期に実施する。ただし、登録認証機関等については、原則として、登録若しくは登録の更新又は直近の立入検査を行った日からおおむね2年以内に実施することとする。

8. 立入検査結果の公表

(1) 許可届出使用者等

(略)

(2) 登録認証機関等

安全規制管理官（放射線規制担当）は、年度ごとに立入検査の結果を取りまとめ、原子力規制委員会に報告するとともに、ホームページ等において公表する。

R I 法に基づく登録機関とは

参考2

- 登録機関は、放射性同位元素等規制法（R I 法）に基づき原子力規制委員会が行う規制業務の一部を代行する機関。
- 登録機関が業務を実施するに当たっては、①機関の登録、②業務規程の認可(届出)、③5年ごとの登録更新、④立入検査の受検等が必要。

登録機関の種類と業務の概要(1/2)

登録機関の種類	機関名	業務の概要
認証 (法第12条の2第1項)	・ (公財) 原子力安全技術センター	表示付認証機器の技術基準適合性（放射線障害防止機能の設計、年間使用時間など）を認証
検査 (法第12条の8第1項)	・ (公財) 原子力安全技術センター ・ (株) 放射線管理研究所	放射性同位元素の使用施設等に係る検査 ①施設検査（設置時など）：許可の内容に適合しているか ②定期検査（設置後）：技術上の基準に適合しているか
定期確認 (法第12条の10)	・ (公財) 原子力安全技術センター ・ (株) 放射線管理研究所	放射性同位元素による汚染の状況や放射線障害の防止に関する記録・保存状況を定期的に確認
運搬物確認 (法第18条第2項)	・ (公財) 原子力安全技術センター ・ (株) 放射線管理研究所	原子力規制委員会が承認した容器を用いて放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬する場合に、運搬物に係る措置が技術上の基準を満たしているかを確認

R I 法に基づく登録機関とは

参考2

登録機関の種類と業務の概要(2/2)

登録機関の種類	機関名	業務の概要
濃度確認 (法第33条の3第1項)	<ul style="list-style-type: none"> (公財) 原子力安全技術センター ※まだ業務は行われていない。	放射性汚染物に含まれる放射性同位元素の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとしての基準を超えないことを確認
試験 (法第35条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> (公財) 原子力安全技術センター 	第1種及び第2種放射線取扱主任者試験を実施
資格講習 (法第35条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> (公財) 原子力安全技術センター (公社) 日本アイソトープ協会 (国研) 日本原子力研究開発機構 (一財) 電子科学研究所 ※第1種～第3種の全ての資格講習を実施	第1種～第3種放射線取扱主任者免状の交付を受けるための資格講習を実施
	<ul style="list-style-type: none"> (一財) 放射線利用振興協会 ※第3種の資格講習のみ実施	
放射線取扱主任者 定期講習 (法第36条の2第1項)	<ul style="list-style-type: none"> (公財) 原子力安全技術センター (公社) 日本アイソトープ協会 (一財) 電子科学研究所 (公社) 日本診療放射線技師会 	許可届出使用者などにおいて選任された放射線取扱主任者の資質向上を図るための講習を実施
特定放射性同位元素 防護管理者 定期講習 (法第38条の3で準用する法第36条の2第1項)	<ul style="list-style-type: none"> (公財) 原子力安全技術センター 	人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがある特定放射性同位元素を取り扱う事業所において選任された特定放射性同位元素防護管理者の資質向上を図るための講習を実施